

池田市告示第86号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により北部大阪都市計画用途地域を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、当該都市計画の図書については、公衆の縦覧に供する。

令和7年3月31日

池田市長 瀧澤 智子

1 都市計画の変更に係る土地の区域

池田市木部町、綾羽二丁目地内

2 都市計画の縦覧場所

池田市城南一丁目1番1号 池田市役所6階

池田市まちづくり環境部都市政策課